

# 下水道 管路管理技士 の活用

公益社団法人 日本下水道  
管路管理業協会

令和元年12月19日

# 1. 下水道管路管理技士 資格認定の目的

公益社団法人 日本下水道管路管理業協会では、下水道管路施設の管理技術者養成事業の一つとして、管路施設の管理業務の履行について**必要な知識と技術・技能を持つ者**を、その程度に応じ資格認定すると共に、**管路管理技術者の技術水準向上**を目指して実施するものである。

## 2. 資格の種類、業務等

(令和元年11月28日時点)

種類	業務	試験内容	登録者数
下水道管路管理総合技士	総合的な指導監督	筆記試験 面接試験	313
下水道管路管理主任技士	現場責任者、計画策定	学科試験 実地試験	2,185
下水道管路管理専門技士	現場施工、専門的な機械 操作、異常箇所発見		
清掃部門		学科試験 実技試験	3,568
調査部門		学科試験 実技試験	3,168
修繕・改築部門		学科試験 実地試験	3,106

※地域別の登録者数等は、日本下水道管路管理業協会のHPに掲載されています。

<https://www.jascoma.com/system/certificate/about.html>

---

## 3. 特徴

### (1) 実務経験が必要

専門技士でも3年以上必要、総合技士は7年以上

### (2) 実技試験も採用

本当に使える又は実際に技能を有している人しか受からない

### (3) 更新講習を実施

年月が経つと知識は忘れ、安全意識も薄れる

→5年に一度の更新講習を受講することで、技術力の維持向上と最新技術の取得、安全意識の向上と喚起

**特に安全科目は全ての技士で必須項目**

## 4. 公的な認定

### (1) 国の登録制度による認定

- ・ 下水道管路施設の点検業務として  
「下水道管路管理専門技士(調査部門)」
- ・ 点検、診断業務や統括業務として  
「下水道管路管理主任技士」

### (2) ガイドラインでの登載

「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」において更生工事の施工管理に関する資格として

「下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)」 資格活用の通知(国交省)

事務連絡  
平成28年 2月24日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令市下水道担当部長 殿  
(地方整備局等経由)  
都市再生機構下水道担当課長  
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課 企画専門官  
下水道企画課 下水道管理指導室 課長補佐

下水道分野における国土交通大臣登録資格の積極的な活用について

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という)において、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されているところです(品確法第24条)。

これまで、公共工事に関する調査及び設計等の発注において参考となる国家資格として、技術士や土木施工管理技士等がありますが、これらに加え、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国や地方公共団体の業務に活用できるよう、国土交通省が民間資格を登録する制度<sup>※</sup>を平成26年度に導入したところです。

この度、下水道分野においては、計画・調査・設計業務の管理技術者、下水道管路施設の点検<sup>(※)</sup>業務の管理技術者および担当技術者について資格区分を新たに設け、公募を経て、計画・調査・設計業務の管理技術者について1資格、下水道管路施設の点検<sup>(※)</sup>業務の担当技術者について1資格がそれぞれ登録されました。本資格登録制度は、公共工事に関する調査(点検及び診断を含む。)及び設計等に関し、品質の確保と技術者の育成を図ることを目的として創設されたものであることから、地方公共団体におかれては、本趣旨を踏まえ、業務発注の際に適宜当該資格を活用するなどして品質確保に努めていただくよう、お願いいたします。

都道府県におかれては、この旨、管内市町村(政令指定都市を除く。)に対し、周知・助言いただくよう、お願い致します。

## 5. 管路管理技士の活用

(令和元年12月時点)

支部名	団体数	代表的な団体
北海道	3	札幌市、函館市、旭川市
東北	6	青森市、山形市、能代市
関東	33	川崎市、府中市、船橋市
中部	22	名古屋市、新潟市、金沢市
関西	17	京都市、神戸市、堺市
中国四国	9	高知市、出雲市、今治市
九州	15	福岡市、熊本市、那覇市
その他	2	環境省、日本下水道事業団
合計	107	

---

## 6. 自治体の活用事例

### (1) 入札参加資格

入札の参加資格の一つとする

### (2) 指名競争入札の指名優先

指名競争入札の際に、資格取得している企業を優先（資格者数を点数化等）もしくは限定する

### (3) 総合評価方式の加点

総合評価方式の入札について、資格取得している企業に加点する

### (4) 包括民間委託の条件

包括民間委託をする際の条件としている

---

**ご清聴ありがとうございました**

事務連絡  
平成28年 2月24日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令市下水道担当部長 殿  
(地方整備局等経由)  
都市再生機構下水道担当課長  
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課 企画専門官  
下水道企画課 下水道管理指導室 課長補佐

### 下水道分野における国土交通大臣登録資格の積極的な活用について

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という）において、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されているところです（品確法第24条）。

これまでも、公共工事に関する調査及び設計等の発注において参考となる国家資格として、技術士や土木施工管理技士等がありますが、これらに加え、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国や地方公共団体の業務に活用できるよう、国土交通省が民間資格を登録する制度<sup>\*</sup>を平成26年度に導入したところです。

この度、下水道分野においては、計画・調査・設計業務の管理技術者、下水道管路施設の点検<sup>(注)</sup>業務の管理技術者および担当技術者について資格区分を新たに設け、公募を経て、計画・調査・設計業務の管理技術者について1資格、下水道管路施設の点検<sup>(注)</sup>業務の担当技術者について1資格がそれぞれ登録されました。本資格登録制度は、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。）及び設計等に関し、品質の確保と技術者の育成を図ることを目的として創設されたものであることから、地方公共団体におかれては、本趣旨を踏まえ、業務発注の際に適宜当該資格を活用するなどして品質確保に努めていただくよう、お願いします。

都道府県におかれては、この旨、管内市町村（政令指定都市を除く。）に対し、周知・助言いただくよう、お願い致します。

※ 国土交通省では平成26年11月に「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」を定め、これに基づく民間資格を技術者資格登録簿に登録している。

《参考》

- 1) 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」については、次のURLに掲載されています。

<http://www.mlit.go.jp/common/001120264.pdf>

- 2) 下水道分野における登録資格は下表のとおりです。

対象施設分野	対象業務	対象技術者	資格の名称	所管団体
下水道管路施設	点検 <sup>(注)</sup> ・診断	管理技術者	該当なし	—
	点検 <sup>(注)</sup>	担当技術者	下水道管路管理専門技士 調査部門	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
下水道	計画・調査・設計	管理技術者	RCCM(下水道)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会

(注) ここでいう点検には、マンホール内部からの目視や、地上からマンホール内に管口テレビカメラを挿入する方法等により異状の有無を確認する行為のほか、管内に潜行する調査員による目視または下水道管渠用テレビカメラを挿入する方法等により、詳細な劣化状況や動向等を定量的に確認するとともに原因を検討する行為も含む。